

弥生時代を再考する⑧ 時代の荒波を受けた綾羅木郷遺跡

天理大学文学部教授
桑原 久男 Hisao Kuwabara

本州の西端、関門海峡の北西に広がる響灘に面した下関市の沿岸部には、数多くの弥生時代遺跡が分布している。昭和32年(1957年)、5年間に及んだ土井ヶ浜遺跡の発掘調査(本誌238号参照)が終了し、下関市教育委員会から新たに依頼を受けた金関恕先生は、同年続けて、青銅器を伴う埋葬遺跡として戦前から著名な梶栗浜遺跡の発掘調査を実施した。市史編纂の資料を得る学術的な目的のその発掘調査では、申請や届け出の書類作成から現場調査の実施まで、金関先生が全てを主導し、箱式石棺墓や土器棺墓など9基の埋葬施設が確認された。翌年(1958年)、若宮古墳の発掘調査を行った際には、国分直一先生の紹介で夫人との出会いがあり、昭和35年(1960年)には中ノ浜遺跡、昭和37年・39年(1962年・64年)には吉母^{よしもほま}浜遺跡で、父の丈夫博士とともに弥生時代人骨を伴う埋葬遺跡の発掘調査に携わった。こうして、金関先生と同地の縁はその後半世紀にわたって継続することになる。

吉母浜遺跡の第二次調査が行われた昭和39年(1964年)といえば、ちょうど前回の東京オリンピック・パラリンピックが開催された年にあたる。まさに高度経済成長の只中で、名神高速道路の開通(1963年)、東海道新幹線の開業(1964年)、都市近郊での宅地造成など、全国各地で土地開発が急ピッチで進んだ時代だ。折しも国外では、1965年、アメリカの軍事介入によってベトナム戦争が始まり、自動車エンジンの鋳型に用いるベトナム産珪砂の輸入が止まったため、国内での資源開発が迫られていた。

昭和40年(1965年)、響灘に面した海岸平野に延びる綾羅木郷^{あやらぎごう}台地で良質の珪砂の堆積層が発見され、地権者と契約を交わした業者が開発に乗り出したことで、下関市の遺跡をめぐる状況は一変することになる。綾羅木郷の台地上は、かねて弥生時代の重要遺跡として知られ、珪砂採掘計画の情報を得た下関市教育委員会は、地権者、業者と協議を行い、調査費は市教委が負担し、調査終了後に工事を行うことで合意が得られた。しかし、市教委には調査担当者おらず、予算も極めて乏しい状態だった。国分直一、金関恕の両名が中心となって、大学関係者、学校教員・学生・生徒、市民による「下関始原文化研究会」のメンバーがボランティアで参加して行われた緊急の発掘調査は、業者の採掘予告に急ぎ立てられながら連年にわたって行われた。遺跡のある台地は、山陽新幹線の新下関駅からほど近い場所にあるが、当時は新幹線がまだ開通しておらず、金関先生は、週末になると天理と下関を夜行列車で往復する日々が続いた。天理大学の歴史研究会の学生たちも、夏休みなどには加勢した。

綾羅木郷遺跡の発掘調査では、台地南半の全域にわたり、弥生時代の穴倉など多数の遺構が分布していることが判明し、昭和42年(1967年)には、史跡指定による遺跡保存案が模索され、確認調査の結果、台地北半にも遺跡が広がることが明らかになった。研究者や市民からも保存の声があがり、「文化財を守る市民の会」が結成され、募金活動も進められた。しかし、地権者や業者からの同意が得られず、史跡指定の実現に至らないまま、ブルドーザーを前にした緊急調査がなおも続いた。翌年(1968年)夏には台地中央部にまでブルドーザーが進み、ようやく腰を上げた市教委が、台地北半部について文化庁に史跡指定の申請を行い、翌昭和44年(1969年)3月の審議委員会に諮られることになっ

た。ところが、「採掘を妨げる行為があれば、一夜にして遺跡を破壊する」という業者の脅迫は、3月8日の土曜夜半、現実のものとなり、11台のブルドーザーが遺跡の未調査地に侵入して、遺跡を破壊し始めた。「史跡指定を不可能にするために遺跡を徹底的に破壊した。文化財保存より産業開発が優先する」との言い分破壊された面積は、約17,000㎡に及んだ。

写真1 ブルドーザーに追われる発掘調査
(下関市立考古博物館/グループSYS撮影)

市民や調査関係者が徹夜でブルドーザーの前に立ちはだかつて遺跡破壊を阻止した未曾有の事件は、報道でも大きく取り扱われ、文化庁から急派された調査官が、破壊された面積が遺跡全体の約20%にとどまることを確認し、審議委員会の承認、長官、大臣の決済、官報の告示という、通常は最低2週間かかる手続きを日曜も休むことなく3日で終え、週明けの火曜、史跡指定書が現地に届けられた。この例外的な緊急措置で遺跡の破壊は止まったものの、打撃を被った業者が損害賠償を求めて提訴し、国分・金関両先生も証言台に立った裁判は昭和56年(1981年)まで続き、下関市が莫大な賠償金と珪砂を埋蔵する市の所有地を業者に提供することで和解成立となった。

高度経済成長期の遺跡の取り扱いを象徴するこの事件は、その後の埋蔵文化財を取り巻く状況に大きな影響を与え、昭和50年(1975年)に文化財保護法が改正されるきっかけとなった。すなわち、市町村など行政機関が独自の発掘調査能力をもつ方向に向かい、また、遺跡地の開発に際しては、事案の原因者が法を遵守して、発掘調査の経費を負担し、「記録保存」に協力すれば、土地に対する権益が守られる体制が取られるようになっていく。金関先生の言葉を借りれば、「行政発掘」が、良くも悪くも始まったのだ。保存された遺跡の隣接地には、平成7年(1995年)、下関市立考古博物館が開館し、出土資料が展示されるとともに、ロビーには、当時の発掘調査の光景が実物大の模型で再現された。時代は流れ、2回目の東京オリンピック・パラリンピックを目前に控えた2018年、史跡指定50

写真2 調査風景の再現模型
(下関市立考古博物館)

周年を記念した企画展示「郷台地奇譚 Episode I—文化財保護の金字塔—」が開催され、当時の緊迫した調査の状況がパネルなどの展示で伝えられた。その博物館には、天理大学歴史文化学科考古学専攻(当時)の卒業生、小林善也氏が学芸員として勤務し、金関先生が残したレガシーをしっかりと受け継いでいる。

[参考文献]

伊東照雄・金関恕「下関市郷台地遺跡の破壊と緊急指定をめぐって」『考古学研究』16(1)、1969年。